

令和6年4月30日

〒422-8067

静岡県静岡市駿河区南町10-5

株式会社クレディア 代表取締役 飯村 剛 様

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火・水・木曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

（申入担当者 弁護士 加藤貴大）

（電話 095-894-5270）



申 入 書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、現在は適格消費者団体としての認定申請中です。

さて、貴社が借主に対し貸金の返済を求めるために提出した書面を当法人において調査したところ、その一部に過去の最高裁判所の判例や民法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、貴社に対し、後記のとおり申し入れます。なお、本申入れは消費者契約法12条1項等に基づくものではございませんが、当法人としましては上記のとおり不当性を免れないものと思料しますため、貴社に対しご対応を求める次第です。

つきましては、本申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、文書にて、令和6年6月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

- 1 利息制限法における制限利率に引き直して計算した場合に過払の状態となっている金銭消費貸借契約において、今後、借主（実際は過払金返還請求権者）に対し、金銭の支払いを請求しないでください。
- 2 利息制限法における制限利率に引き直して計算した場合に過払の状態となっている金銭消費貸借契約において、これまでに借主（実際は過払金返還請求権者）に対し金銭の支払いを請求し、その支払いを受けた金銭については、支払をした者へ返還してください。
- 3 利息制限法における制限利率に引き直して計算した場合に過払の状態となっていない金銭消費貸借契約において、借主に返済を請求する場合は、利息制限法における制限利率に引き直して計算した額を請求してください。
- 4 利息制限法における制限利率に引き直して計算した場合に過払の状態となっていない金銭消費貸借契約において、これまでに借主に対し引き直し計算をせずに返済を請求しその支払いを受けた金銭については、引き直し計算による金額と支払いを受けた額との差額を、支払をした者へ返還してください。

第2 申入れの理由

1 はじめに

貴社が、貴社と金銭消費貸借契約を締結して金銭の借入と返済を繰り返していた借主に対し、返済を請求するために提出した書面を確認したところ、同書面に記載され貴社が支払いを請求した遅延損害金や残元金は、利息制限法による制限利率を超える違法な約定利率で計算した場合の金額でした。

利息制限法による制限利率に引き直して計算したところ、むしろ過払の状態となっており、貴社の借主に対する金銭支払請求権は存在しない状態であるにもかかわらず、貴社が金銭の支払いを請求する書面を提出していました。

2 利息制限法における制限利率での引き直し計算の必要性（一般論）

利息制限法は、金銭消費貸借契約における制限利率を定めています。これを超える利率を約定した場合には当該超える部分の合意は無効となりますが、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（当時は「貸金業の規制等に関する法律」。以下「旧貸金業法」といいます。）43条の適用があれば、制限利率を超える利息を受領することが可能とされていました。

そして、最高裁平成18年1月13日判決により、同法43条の適用要件の

1つである債務者による任意の利息の支払いについて、借主が事実上にせよ強制を受けて利息制限法における利息の制限額を超える額の金銭の支払いをした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということはできず、同条の適用はないと判断されました。そして、期限の利益喪失特約が付され、利息制限法による制限を超える約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し遅延損害金を支払わなければならないと合意されていた場合には、通常はこのような事実上の強制があったと考えられるため、特段の事情（借主が利息制限法における制限利率の範囲での利息さえ支払えば約定利息を支払わなくとも期限の利益を喪失するリスクはないと考えた上で約定利息の支払いをしたような特殊な事情）がない限り、旧貸金業法 43 条の適用はなく、そのため利息制限法における制限利率で引き直し計算をすべきものと判断されました。

3 貴社における引き直し計算の必要性

利息制限法における制限利率で引き直し計算すべき必要性についての一般論は上記 2 のとおりであり、貴社におかれても利息制限法の制限利率を超える利息を合意した上で期限の利益喪失特約を合意していると思われます。また、上記 2 の特段の事情は一般的には存在しません。

そのため、旧貸金業法 43 条の適用がないので、貴社は利息制限法における制限利率を超える利息を約定していた金銭消費貸借契約について、同法における制限利率に引き直して計算すべき義務があります。このような引き直し計算をせずに、旧貸金業法 43 条が適用されることを前提として金銭の支払いを請求することは、法律上の根拠のない請求をしているものと判断されます。

したがって、貴社と借主との間の金銭消費貸借契約においては、利息制限法における制限利率に引き直して計算した上で、なお貸金債務が残っている場合にその返済を請求するのであれば引き直し計算によって算出された額を請求してください。引き直し計算をしないことにより、引き直し計算による額を上回る額の支払を受けていた場合には、その超過部分を、支払をした者に返還してください。また過払となっている場合には金銭の支払いを請求しないようにしてください。また、過払となっているにもかかわらず、これまでに金銭の支払いを請求し、支払を受けた金銭については、不当利得ですので、支払をした者に返還してください。

第 3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその

理由)を、令和6年6月末日までに、当法人(長崎市賑町5番24号 向ビル
201)へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

以 上